

藤沢市事務分掌条例の一部改正について
藤沢市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市事務分掌条例の一部を改正する条例
藤沢市事務分掌条例（昭和59年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の項7を次のように改める。

7 情報システムの運用管理に関すること。

第2条の表企画政策部の項に次のように加える。

7 デジタル化の推進に関すること。

第2条の表中

福祉健康部	1 社会保障に関すること。 2 社会福祉に関すること。 3 保健衛生に関すること。 4 保健医療及び健康増進に関すること。
-------	--

を

福祉部	1 社会保障に関すること。 2 社会福祉に関すること。	に改める。
健康医療部	1 保健衛生に関すること。 2 地域医療の推進に関すること。 3 健康増進に関すること。	

第2条の表子ども青少年部の項3を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、令和3年度組織改正において、健康医療部を新設し、及び所掌事務を整理することに伴い、所要の改正をする必要による。